

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	小千谷市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ojiya.niigata.jp/

執行機関名 小千谷市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	小千谷市営住宅条例(平成9年小千谷市条例第38号)による単独市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小千谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第2の項 小千谷市営住宅条例(平成9年小千谷市条例第38号)による単独市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第九十三号)第1条	小千谷市営住宅条例(平成9年小千谷市条例第38号)第2条、第3条第1号及び同条第3号、第5条第2号及び同条第5号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを<u>住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>第2条 <u>市民の生活の安定と福祉の増進</u>を図ることを目的として市営住宅及び共同施設を設置する。 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) (略) (3) 単独市営住宅 <u>法に基づく国及び県の補助を伴わない市営住宅</u>をいう。 (4)～(7) (略) 第5条 公営住宅又は単独市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備える者でなければならない。 (1) (略) (2) 現に<u>住宅に困窮していることが明らかな者</u>であること。 (3)～(4) (略) (5) 単独市営住宅は、その者の収入が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第23条の規定に基づき、<u>県知事が定めた額以下の収入がある者</u>であること。 (6) (略)</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>小千谷市営住宅条例(平成9年小千谷市条例第38号) 小千谷市営住宅条例施行規則(平成9年小千谷市規則第39号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	小千谷市営住宅条例第16条第1項又は第25条第4項
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の <u>決定に関する事務</u>	小千谷市営住宅条例による単独市営住宅にかかる家賃の <u>決定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	小千谷市営住宅条例第16条第1項又は第25条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	単独市営住宅の入居者及び同居者に係る道府県民税又は市町村民税に係る情報
事務2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	小千谷市営住宅条例第22条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小千谷市営住宅条例による単独市営住宅にかかる家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	小千谷市営住宅条例第22条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う単独市営住宅の入居者及び同居者に係る道府県民税又は市町村民税に係る情報
事務3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	小千谷市営住宅条例第7条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小千谷市営住宅条例による単独市営住宅にかかる入居の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	小千谷市営住宅条例第7条第1項 小千谷市営住宅条例施行規則第2条の2第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申込者及び同居させようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を含む。)に係る道府県民税又は市町村民税に係る情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	小千谷市営住宅条例第7条第1項 小千谷市営住宅条例施行規則第2条の2第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	当該申込者及び同居させようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を含む。)に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務4 (1)法定事務 (2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	小千谷市営住宅条例第14条第1項又は第15条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	小千谷市営住宅条例による単独市営住宅にかかる同居の承認又は入居の承継の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ハ	小千谷市営住宅条例第14条第1項又は第15条第1項 小千谷市営住宅条例施行規則第13条第2号又は第15条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	同居承認申請を行う入居者が同居させようとする者又は、入居承継承認申請者に係る道府県民税又は市町村民税に係る情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ニ	小千谷市営住宅条例第14条第1項又は第15条第1項 小千谷市営住宅条例施行規則第13条第1号又は第15条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	同居承認申請を行う入居者が同居させようとする者又は、入居承継承認申請者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--